

IFRS News

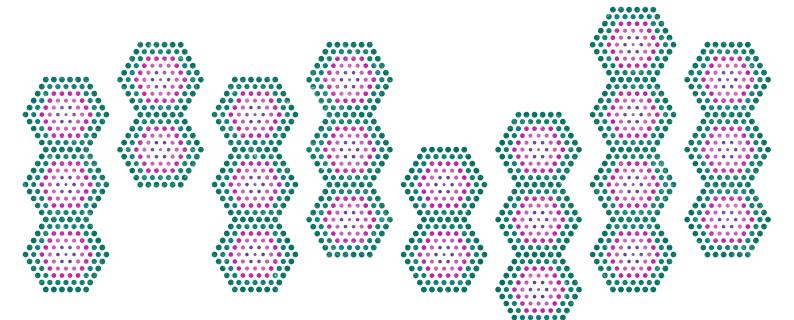
Quarter 1 2016



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2016年最初の号となる本号では、まず、1月13日に国際会計基準審議会(IASB)が公表したリース会計に関する新しい基準であるIFRS第16号に注目します。そして、IASBで現在進行中の項目を取り上げた後、規制当局が今後数ヶ月のうちに焦点を当てる可能性の高い項目について検討します。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



目次

リースに関する新しい基準	3
IASBはIFRS第10号及びIAS第28号の変更を延期	5
年次改善案が公表される	6
IASBはIFRS第9号に対する救済を設けるために保険契約基準の変更を提案	7
投資不動産の振替	8
規制当局が注視する領域	9
重要性の適用に関するガイダンス案を公表	12
IFRS第9号への準備-金融商品の分類及び測定	13
IFRSの変更について解説するグラントソントン・インターナショナル・リミテッドの手引き	13
グラントソントンから新しいEFRAGのCEO及びTEGの議長が誕生	13
コメントレターの提出	14
グラントソントンのパートナーが南アフリカの財務報告技術委員会に任命される	14
コロンビアのファームが繰延税金の会計処理を取り上げる	15
グラントソントンとCPAオーストラリア	15
レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSの動向に関するオンラインセミナーを開催	15
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	16
IFRS Viewpointを公表	16
その他のトピックー概要	17
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	20

リースに関する新しい基準

IASBはIFRS第16号「リース」を公表し、 リース会計に関する長期にわたるプロジェクトを完了した。

2019年1月1日以後開始する会計期間から適用される新基準では、借手が「使用権」資産とリース負債を認識することによって、「貸借対照表」でリースの会計処理を行うことを要求しています。これは、IFRSに基づいて報告し、リースを行うほとんどの企業に影響を与え、不動産や高額な設備の借手の財務諸表に多大な影響を及ぼすことになります。しかし、その他の多くの企業にとっては、短期リース及び少額資産のリースについての免除規定により、こうした影響は軽減されると思われます(下記をご覧下さい)。表は、主な変更についての概要を示しています。

IFRS第16号の概要

論点	影響
誰が影響を受けるのか?	• 借手又は貸手として資産をリースしている企業
借手に対してどのような影響があるか?	 短期及び少額資産のリースを除き、すべてのリースを「貸借対照表」で会計処理する リース費用は、通常、前加重(front-loaded)となる。 リース負債は、次の事項を除外する: オプション期間(ただし、行使することが合理的に確実な場合を除く) 売上又は使用及び指数又は率の将来の変動に連動した条件付支払
貸手に対してどのような影響があるか?	• 現行の基準であるIAS第17号「リース」からの小規模な変更を行うのみである
その他の変更はあるか?	 リースの新しい定義により、これまでリースとして分類されていた一部の取決めがリースに分類されなくなる(そしてその逆もありうる) セール・アンド・リースバック会計に関する新しいガイダンス 新たな異なった開示
変更はいつ発効となるのか?	 2019年1月1日以後開始する事業年度 さまざまな経過的救済措置 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用することを条件として、 早期適用が認められる



リースの定義

新しいリース会計モデルでは、より多くのリースが「貸借対照 表」に計上されるため、契約がリースである(又はリースを含んだものである)かについての判定がこれまでにも増して重要となります。

IFRS第16号では、リースを「資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義しています。

原資産が「特定されている」場合のみ、契約はリースである (又はリースを含んだものである)可能性があります。特定された 資産の使用を支配する権利を有するにあたり、以下の事項を行 う権利を有していることが要求されます:

- 特定された資産の使用による経済的便益のすべてを得る
- 特定された資産の使用を指図する

実務上、IFRS第16号の新しい定義及びサポートのためのガイダンスの主な影響は、法的にはリースの形態をとっていないものの、具体的な資産の使用と関わりがあり、そのため、リースが含まれている可能性がある契約に対して生じる可能性が高いです。

借手の会計処理

下記で説明する選択的な会計処理の簡素化に従い、借手は、リースを貸借対照表に認識することを要求されます。これには以下の項目の認識が含まれます:

- 「使用権 | 資産及び
- リース負債

リース負債は、将来の支払リース料の現在価値として当初測 定されます。この目的上、支払リース料には、リース構成部分に ついての固定額の解約不能な支払、残価保証に基づいて支払 うべき金額、特定の種類の条件付支払、及び、延長が「合理的 に確実な」オプション対象期間に支払うべき金額が含まれます。

その後の期間に、使用権資産は、購入した資産と同様に会計処理し、減価償却を行い、減損について見直しを行います。 リース負債は、実効金利法を使用して金融負債と同様に会計処理します。

選択的な会計処理の簡素化

IFRS第16号では、以下の事項に関する重要な救済措置又は免除規定を設けています:

- 短期リース(リースは、開始日においてリース期間が12か月以 内である場合には、短期リースである)。
- 少額資産のリース(価値の評価は、新品時の原資産の価値 に基づいており、そのため判断を要する。しかし、当該基準に 付属する結論の根拠において、IASBは、新品時の価値とし て、およそ5,000米ドル以下の資産のリースを念頭に置いてい たと述べている)。

この欄にご注目:IFRSニュース特別号

IFRS第16号の公表を機に、私どもはIFRSニュース特別号を公表することになっています。この特別号では、本基準の新しい要求事項を詳細に検討し、当該要求事項によって生じうる変更についての実務上の留意点を示します。

これらの免除規定を使用する場合、会計処理は、現行の基準であるIAS第17号「リース」に基づくオペレーティング・リースの会計処理に類似しています。支払リース料は、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な方法(借手の便益のパターンがより適切に表される場合)によって費用として認識します。

貸手の会計処理

IFRS第16号の貸手の会計処理に関する要求事項は、IAS第17号のものと類似しています。特に以下の事項が類似しています:

- ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区別が保持 されている。
- 各種リースの定義及びファイナンス・リースの裏付けとなる指標は、IAS第17号の指標と実質的に同じである。
- また、基本的な会計処理の仕組みも類似しているが、少数の領域においていくつかの異なった又はより明示的な指針がある。これらには、変動支払、サブリース、リースの契約条件の変更、初期直接コストの取扱い及び貸手の開示が含まれる。

発効日及び経過措置

IFRS第16号は、2019年1月1日以降開始する事業年度から 適用されます。早期適用は、IFRS第15号「顧客との契約から生 じる収益」についても適用することを条件に認められます。

経過措置に関しては、IFRS第16号では、以下の2つの広範な方法の間の選択を借手に与えています:

- 完全遡及適用-IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って比較情報を修正再表示する。
- 部分的な遡及適用-比較情報の修正再表示は行わない。 本アプローチでは、IFRS第16号を当初に適用することの累 積的影響は、適用開始日に資本の修正として認識する。借 手がこの方法を選択する場合には、いくつかのより具体的な 経過措置及び選択的な救済措置についても適用する。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

すべてのリースの貸借対照表への計上は議論を招きます。そのため、IASBは、こうした議論を沈静化するための妥協案(特に、短期及び少額資産のリースに関する免除規定)を示しました。その結果、プリンターやラップトップコンピューターなどの資産のみをリースする企業に対する影響は限定的となります。しかし、不動産や高額な設備などの「高価な」資産をリースする企業にとっては、これは重要な変更になると思われます。新基準に対する考えがどのようなものであれ、企業は、すぐにでも影響分析を開始することが賢明でしょう。

IASBはIFRS第10号及びIAS第28号の 変更を延期

「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出-IFRS第10号及びIAS第28号の修正」は2014年に公表され、親会社が子会社に対する支配を関連会社又は共同支配企業に拠出することによりその支配を喪失する取引の会計処理方法について、IFRS第10号とIAS第28号との間で認識されている不整合を扱っていた。

2014年の修正では、企業に対して以下の事項を要求しました:

- 関連会社又は共同支配企業の移転が事業を伴うものである場合には、利得又は損失の全額を認識する。
- 移転される資産が事業を含んでいない場合には、利得又は 損失の一部を認識する。認識されない利得又は損失は、関 連会社又は共同支配企業に対する投資の原価と相殺消去 する。

2014年の修正は、2016年1月1日以後開始する会計期間について適用されることになっていました。しかし、本修正の適用について、いくつかの問題が提起されました。IASBは、現時点でさらなる変更を行うよりも、持分法会計に関する調査研究プロジェクトの一部として、こうした問題をより詳細に検討する方がよいと判断しました。

そのため、「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」は、2014年の修正の強制発効日を無期限に延期しています。 基本的な論点については、持分法会計に関するIASBの調査研究プロジェクトで検討されることになっています。企業は、希望する場合には、2014年の修正を適用することを引き続き認められます。新たな発効日を挿入する提案は、一般のコメントを求めるために公開されることになります。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、2014年の修正の発効日を延期する提案に同意します。 さらなる修正が、近い将来に、持分法会計に関するIASBの調査研究プロジェクトにより生じる可能性が高い場合に、IAS第28号の適 用方法を変更するよう現時点で企業に対して求めることは意味をな さないと私どもは考えています。

新たな発効日はまだ決定していない。こうした変更にもかかわらず、2014年の修正は、企業が希望する場合には、引き続き早期適用することができる。

年次改善案が公表される

修正案では、緊急ではない(しかし必要な)小規模な修正を扱っている。

IASBは、3つの基準に対して小規模な修正を提案する公開草案「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」を公表しました。

本提案は、緊急ではないが必要であるIFRSの小規模な修正を行うことを目的としたIASBの年次改善プロセスにおける最新のものです。

2014年に開始したプロジェクトのサイクルで、IASBが議論した論点を反映する提案の概要を以下の表に示しています。

公開草案で扱っている主な論点

基準	論点	変更案
IFRS第1号 「国際財務報告基準 の初度適用」	初度適用企業のための短期的 な免除の削除	提供された救済措置は、もはや利用可能ではないか又はすでに経過した報告期間に関するものであったため、いくつかの短期的な免除を削除することを提案している。
IFRS第12号 「他の企業への 関与の開示」	開示要求の範囲の明確化	開示要求(IFRS第12号B10項からB16項における開示要求を除く)が、IFRS第5号に従って売却目的保有、所有者分配目的保有又は非継続事業に分類された関与なのかどうかに関係なく、企業の関与に適用されると明示することによって、IFRS第12号の範囲を明確化する。
IAS第28号 「関連会社及び 共同支配企業に対する 投資」	投資先を投資ごとに純損益を通じて公正価値で測定すること	適格企業は、持分法を適用するのか、関連会社又は共同支配企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定するのかの選択を、当初認識時に投資ごとに選択できることを明確化する。 自らは投資企業ではなく、投資企業である関連会社又は共同支配企業を有している報告企業について、同様の明確化が提案されている。IAS第28号では、こうした報告企業が、持分法を適用する際に投資企業である関連会社又は共同支配企業が用いた公正価値測定を維持する選択肢を認めている。本公開草案では、この選択も、当初認識時に、投資企業である関連会社又共同支配企業に対する投資のそれぞれについて別個に行われることを明確化することを提案している。

IASBはIFRS第9号に対する救済を 設けるために保険契約基準の変更を提案

提案は、2つの主要な新基準の発効日の相違が保険業界へ及ぼす影響 についての懸念に対処するものである。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」と予想される新しい保険契約基準の発効日の相違の一時的な会計上の帰結に対処するために、公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を公表しました。新しい保険契約基準はまだ最終確定していませんが、確定した場合には、その発効日は少なくとも3年後となる予定です。これは、新しい保険契約基準の強制発効日は、IFRS第9号の2018年の発効日後となることを意味します。

保険契約を発行する企業は、IFRS第9号と新しい保険契約基準の両方の影響を受けるため、これらの2つの重要な会計処理の変更を異なる日に導入することの実務上の課題に対して相当の懸念がありました。また、IFRS第9号の金融商品に関する新たな要求事項が新しい保険の会計規則よりも前に適用される場合には、純損益におけるボラティリティが増大する可能性があることに関してさらなる懸念が示されました。

これらの懸念に対処しつつ、財務諸表利用者のニーズも満たすために、IASBは、IFRS第4号に対して次の2つの修正を提案しています:

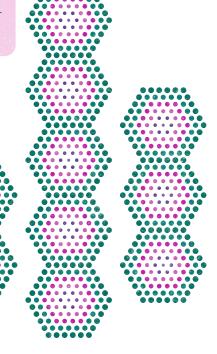
「上書きアプローチ」

• 保険契約を発行するすべての企業に対して、IFRS第9号を適用した結果として生じる可能性のある追加的な「会計上のボラティリティ」の一部を除外するよう純損益を修正する選択肢

「延期アプローチー

• 支配的活動が保険契約の発行である企業に対して、IFRS第9号の適用を一時的に免除する選択肢

次ページでは、2つの修正案についてさらに詳細に説明しています:



上書きアプローチ

上書きアプローチは、IFRS第9号をIFRS第4号とともに適用した場合に生じる可能性のある追加的なボラティリティを純損益から除外することを目的としています。すべての企業は、特定の資産に対してのみ、その適用を認められることとなります(下記をご覧下さい)。さらに、本アプローチは、IFRS第9号の適用開始時に選択しなければなりません。

上書きアプローチを適用する企業は、2018年1月1日の発 効日からIFRS第9号を適用することを要求されます。しかし、 当該企業は、次の両者の差額と同額を純損益からその他の 包括利益に振り替えることが認められます:

- 適格金融資産(IFRS第9号に基づいて純損益を通じた 公正価値で新たに測定される)にIFRS第9号を適用した 際に純損益に報告した金額
- 当該資産にIAS第39号を適用していたならば純損益に報告されたであろう金額

振替は、純損益計算書、その他の包括利益又はその両方において、独立の表示項目として表示し、財務諸表利用者がこれについて理解できるようにするために追加的な開示を行うこととなります。

以下の要件の両方を満たす金融資産のみが、上書きアプローチに適格となります:

- IFRS第9号を適用すると全体が純損益を通じた公正価値で測定されるが、IAS第39号を適用していたならばそのように測定されなかったであろう金融資産
- 上書きアプローチの目的上、保険契約に関連するものとして企業により指定されている金融資産

延期アプローチ

延期アプローチは、支配的活動が保険契約の発行である 企業が、以下のいずれかのうちの早い方の日までIFRS第9 号の適用を延期することを認める:

- 新しい保険契約基準の適用
- 2021年1月1日

企業がこうした一時的免除の利用を選択する場合には、 IAS第39号を引き続き適用し、財務諸表利用者がIFRS第9 号を適用する企業と比較する際の助けとなるよう、いくつかの 重要な開示を行うこととなります。

企業は、その「支配的活動」が保険の発行である場合にのみ、延期アプローチに適格となります。IASBは、支配的であることは高い閾値であると解釈され、グループレベルで評価されることを意図しています。支配的であることは、企業の保険契約負債額と負債合計額とを比較することによって評価されなければなりません。

上書きアプローチとは異なり、一時的免除は、当該アプローチに適格となり、適用を選択する限られた企業のすべての(一部ではなく)金融資産に適用されることとなります。

本公開草案は、2016年2月8日までコメントを募集しています。

投資不動産の振替

IASBは、建設中又は開発中の不動産で棚卸資産に分類されているものを、用途変更時に投資不動産に振り替えることができる場合を明確化することを目指す公開草案を公表した。

IAS第40号「投資不動産」では、現在、不動産の用途変更の証拠を提供する状況を列挙していることから、こうした論点が提起されました。本リストは、論点となる状況については扱っていません。

したがって、IASBは、当該基準に示された状況のリストの性格付けを改めて、用途変更の証拠の網羅的でない例(すなわ

ち、網羅的なリストではない)とすることを提案しています。本公 開草案では、投資不動産への又は投資不動産からの振替は 証拠に裏付けられた関連する用途変更時に生じるべきである という原則に重点を置くべきであるという理由で、例示を追加す ることは提案されていません。適用する場合には、本変更案は 遡及適用されることとなります。

規制当局が注視する領域

世界各国のほとんどの法域では、IFRSを含む会計基準を執行するシステムが確立されている。

会計処理の執行について責任を有する多くの規制機関は、 今後優先的にレビューする領域に関する情報のみならず、過去 のレビューからのフィードバックも公表しています。世界各国の各 執行機関の報告書やフィードバックを用いて、私どもは、次の共 通するテーマを識別し、以下で詳細に検討しています:

- 首尾一貫した説明
- 判断と見積りの使用
- 連結に関する論点
- 金融商品の評価
- 減損テスト
- 収益認識に関する方針
- 例外的な項目
- 税金
- キャッシュ・フロー計算書

2016年の報告シーズンが近づく中、私どもは、これらの共通のテーマが、財務諸表を作成する際に役立つと考えています。もちろん、上記項目リストは完全網羅を意図するものではなく、規制当局は次の報告期間において他にも多くの領域に関して注視する点をあげることでしょう。また、石油価格の下落や中国における経済活動の低下などの問題に関する市場の状況は、規制当局が今後数か月間に重点的に取り組むと思われる論点や部門に影響を与えるであろうことを認識しておくことは重要です。

首尾一貫した説明

近年、規制当局及び他の多くの機関は、報告企業の個々の 状況を反映させるようにするために注記を修正することを企業に 対して求めています。「不要なものを削除」し、対象となる企業に とって重要な事項に焦点を絞るこれらの取組みは、IASB自身の 「開示に関する取組み」によって補足されています。この開示に 関する取組みは、財務情報の開示を改善し、企業が財務諸表を 作成する際に判断を使用できるようにすることを目指すものです。 過去12か月にわたって、いくつかの規制当局は、さらに踏み込んで、目的適合性のない又は重要性のない方針が含まれていた会計方針を合理化することを、発行者に対して求めた又は指図したことが確認されています。表は、利用者にとってより簡潔かつ意味のある情報を提供する一方で、それと同時により一貫性があり意味のある方法で財務報告内容を集約するうえで役立つと考えられるいくつかの事項を示しています。

より意味のある開示のための留意点

- 重要なメッセージを明らかにし、目的適合的な内容に裏付けられて おり、かつ重要性がないことを詳しく述べることにより重要な情報 が覆い隠されることがないようにする必要がある。
- 効果的な相互参照を示し、重複を避ける必要がある。
- 使用する言語は正確であり、複雑な論点を明確に説明する必要がある。
- 難解な専門用語や「定型的な」文言は避けなければならない。
- 財務諸表の項目は、重要なメッセージを伝え不要な詳細を避けるために、適切なレベルに集約して報告しなければならない。
- 調整表は、付属する記述によって裏付けられ、かつその記述と整合している必要がある。
- 財務諸表作成者は、重要性に関係なく、あらゆる開示要求を含めようとすることによって慎重になり過ぎる心理的傾向を避けなければならない。

また、首尾一貫した説明をするうえで重要なのは、財務諸表及 び付属する報告書のさまざまな箇所における整合性が必要であ るということです。規制当局は、財務諸表内、及び財務諸表と付 属する経営者による説明といった説明形式の報告書との間にお ける整合性が欠如していることについてしばしば懸念を示します。 明らかな不整合により、さまざまな会計処理及び開示が問題視さ れる場合もあります。次ページの表は、特に留意すべき領域です:

整合性のない領域

開示される領域	よく見られる問題
セグメントの開示	• 企業がセグメント分析を経営者による説明において示しているが、財務諸表注記で事業セグメントを異なって説明している。
継続企業及び減損テストの開示	評価を裏付ける仮定や見通しに関して、経営者による説明と財務諸表との間において不整合が存在する。規制当局は、後発事象に関して、経営者による説明で記述されたものと財務諸表に記述されたものとの間における不整合を追求する。
会計方針	企業の経営者による説明で述べられている主要な各種の取引すべてについては、取り扱うことができていない。重要な判断と見積りに関する適切な開示を行うことができていない。

判断と見積りの使用

IAS第1号「財務諸表の表示」のさまざまな要素は、依然として規制当局が注視する原因となっています。規制当局は、引き続き、以下の事項に係る適切かつ意味のある開示の重要性を強調しています:

- 経営者が企業の会計方針を適用する過程で行う重大な判断
- 見積りの不確実性の発生要因

連結に関する論点

規制当局は、以下の事項を含め、連結に関していくつかの論 点を挙げました:

- 取得日
- 取得が資産の取得であるか又は企業結合であるか
- 会計上の取得企業の決定
- 識別可能な資産とのれんの区別

取得日

IFRS第3号「企業結合」では、取得日(取得企業が被取得企業に対する支配を獲得した日)と実行日(取得企業が法的に対価を移転し、被取得企業の資産を取得し負債を引き受けた日)とを区別しています。取得日に、公正価値に基づく企業結合の会計処理が行われます。

企業によっては、取得日、実行日又はそれ以外の日(例えば合意日)かを述べることなく、企業結合日を開示している場合もあります。こうした日付が明確でないことにより、規制当局は疑問を抱くようになり、IFRS第3号が間違った日に適用されているとおそらくは誤って考える可能性があります。

取得が資産の取得であるか又は企業結合であるか

IFRS第3号では、企業結合を識別するうえでの指針及び事業の定義について説明しています。事業の定義を適用するにあたって、重大な判断が求められることがあります。境界線上にある状況では、規制当局は、経営者の判断及び特定の結論に至った根拠についての説明を求めるでしょう。

会計上の取得企業の決定

IFRS第3号では、IFRS第10号「連結財務諸表」の適用後も依然として会計上の取得企業が明確にならない状況において、会計上の取得企業を識別するうえでの追加的な指針を示しています。

企業が取得企業を決定するにあたりこうした追加的な指針を 参照する必要がある場合には、重大な判断が行われることにな る可能性が高く、そうした判断についても開示しなければなりませ ん。逆取得が生じた際には、同様の論証が当てはまります。一部 の取得取引が複雑なことを考えれば、規制当局がこれらの領域 における開示の拡充を求める可能性は高いです。

識別可能な資産とのれんの区別

IFRS第3号では、すべての識別可能な資産をのれんとは区別して認識することを要求しています。したがって、技術などの無形資産又は顧客やブランド関連の無形資産がのれんに包含されているように思われる場合には、規制当局は企業を問題視します。

金融商品の評価

規制当局は、公正価値で測定するものとして指定した金融商品に関する開示について、定期的に問題を提起します。企業は、特定の金融資産及び負債の公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの記述をしていないことについて批判を受けました。特に、「レベル3」の評価における詳細さのレベル及び適切な定量的な感応度分析の開示について問題視されました。

また、規制当局は、信用リスクの開示を行う際には、営業債権 のみならず、すべての金融債権(例えば繰延対価)を取り扱うこと を企業に再確認しました。

減損に関する規制上の留意点

焦点となる領域	論点
企業の減損評価レベル	• 開示が広範にわたり過ぎており、減損を生じた主な事象及び状況に関する企業固有の要因が示されていない。
使用した割引率	 割引率は、貨幣の時間価値及び資産固有のリスクについての現在の市場の仮定を反映したもので、税引前の利率を開示しなければならない。 資金生成単位(CGU)が異なるリスク特性を有している場合に単一の割引率を使用することは不適切である。
減損が企業の全体的な活動や 事業に与える影響についての 十分な状況説明の欠如	・ 開示においてCGUに係る記述が示されていないか、又は当該記述に実態や企業固有の情報が欠如している。・ IAS第36号における具体的な要求事項にかかわらず、のれんが資金生成単位又は単位グループに配分された場合の開示が欠如している。
経営者の主要な仮定の開示の欠如	 特に以下の事項に焦点を当てている: 当期中のキャッシュ・フロー予測 回収可能価額を算定する際に使用したアプローチ 計算の「余裕幅」が小さい場合に、のれんの減損についての感応度の開示が欠如している。 主要な仮定が過去の経験を反映したものかどうか、又はそれらが外部の情報源と整合的であるかどうかが、開示によって明確にされていない場合が多い。
のれん又は耐用年数を確定できない 無形資産がCGUに配分されているが、 減損が認識されていない場合	 規制当局がたびたび懸念を示すのは、開示に感応度分析が含まれていないか、又は含まれている場合でも、提供された分析において整合性が欠如しているということである。

減損テスト

規制当局は特に減損テストを注視し、次の事項に対してたび たび懸念を示しています:

- 企業の減損評価のレベル
- 経営者が基礎とした仮定の裏付け可能性
- 関連する開示の透明性及び妥当性

適切なレベルで減損評価を行うことは、稼働良好な資産又は CGUにより、不稼働資産又はCGUグループの減損が隠れてしま わないようにするうえで極めて重要です。上記の表は、規制当局 • **重大な判断及び見積り**-判断及び見積りの不確実性の主 によって指摘されることの多い事項をいくつか示しています。

収益認識に関する方針

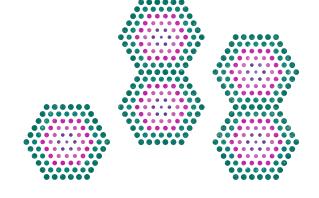
収益認識に関する方針は、多くの場合、企業の財務諸表にお いて最も重要な会計方針です。これは、引き続き重視され、規制 当局が注視する領域となっています。

規制当局が収益認識に関する会計方針の開示のレビューを 行う際に、共通する(そして繰り返される)批判には以下の事項 が含まれます:

- 企業の事業に合わせた収益認識に関する会計方針を示して
- 収益の重要な各区分すべてについての会計方針を開示して いない(特に、報告書の他の箇所に複数の収益の流れが示さ れている場合)。
- 企業が代理人として行動している取引について、収益を総額 ベースで記録している。
- 重大な判断を伴う領域についての説明が十分でない。

一部の開示が不十分である場合、規制当局は、引き続き、追 加的な情報を経営者に対して求めます。一般的な質問は、例え ば以下のとおりです:

- サービスについての収益-サービスを提供する契約が完了 した段階を、信頼性をもって決定できるということを経営者自 身がどのように見極めたのか?
- 複数要素契約-収益が物品の販売とサービスの提供の両 方に関連している場合、対価全体をさまざまな構成要素に どのように配分したのか?
- な領域が何であり、それらが適切に開示されているか?



例外的な項目(exceptional items)

規制当局は、例外的な項目の報告を改善する必要性について 言及しました。要するに、企業は、例外的な項目についての明確な 会計方針を設け、当該項目が「一度限りの」項目である場合には、 項目を例外的なものとして認識しなければなりません。項目を「例外 的なもの」として開示しているが、経常的に生じているように思われ る場合には、企業は規制当局によって問題視されることが予想され ます。逆に、一度限りであると考えられるが、例外的なものとして開示 されていない項目を規制当局が識別した場合にも、企業は問題視 される可能性があります。

また、企業は、以下の事項を行っている場合には、問題視され る可能性が高いです:

- 「例外的な」項目の定義をたびたび変更している。
- 特定の種類の損失を例外的なものとして示しているが、類似した 状況で生じた利得を「通常のもの」として表示することによって、例 外的な項目の使用について、選択的であるか又は不整合がある。
- ある期に引当金を例外的なものとして扱っているが、同一の引当 金の使用していない部分の事後的な取り崩しを「通常のもの」とし て扱っている。

税金

規制当局は、以下の事項を含め、さまざまな税金関連の問題 を引き続き提起しています:

- 企業が当期又は前期に欠損を計上しており、繰延税金資産 の実現が、現存の将来加算一時差異の解消による利益を上 回る課税所得が得られるかどうかに依存する場合には、繰延 税金資産の認識の根拠を要請する。
- 税金費用(収益)と会計上の利益に適用税率を乗じて得られ る額との間の調整についての説明を要請する。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、主な財務情報源であり、利益を 現金に転換する企業の能力を評価する際に役立つことから、 投資家に高く評価されています。規制当局は、営業、投資及び 財務活動の間におけるキャッシュ・フロー項目の誤った分類を識 別することが多くあります。また、例外的な又は非経常的なキャッ シュ・フローは、営業キャッシュ・フローの定義に該当する場合が あるため、それらの分類には留意することを企業に求めていま す。いくつかの誤った分類の例は以下のとおりです:

- 投資活動に分類されたが、営業活動に分類されるべきで あった事業の取得費用
- 営業活動ではなく、財務活動に分類されている外国為替デ リバティブの早期決済手数料
- 財務活動ではなく、投資活動に分類されている自社株式の 購入
- 投資活動ではなく、財務活動に分類されている関連当事者 への貸付

重要性の適用に関するガイダンス案を公表

IASBは、継続中の「開示に関する取組み」において次の段階に進んでおり、「財務諸表への重要性 の適用しと題して実務記述書案を公表した。これは、経営者が、多くの場合に、重要性の概念の適用 方法(特に開示に対して)について確信がもてないという懸念に対処するものである。IASBは、こうし た不確実性が、何を開示すべきかを決定する際の「チェックリスト方式の発想」として一部のコメント 提出者が説明するものの一因となっていると考えている。

実務記述書は基準ではなく、その適用は、IFRSへの準拠を 記述するためには要求されません。それよりもむしろ、その目的は、適用に関する短いセクションも含んでいます。 経営者が財務諸表を作成する際の重要性の概念の適用にお いて助けとするためのガイダンスを示すことにあります。

本実務記述書案は、以下の3つの主要な領域におけるガイ ダンスを提供しています:

- 重要性の特性
- 財務諸表における情報の表示及び開示に関する決定を行 う際の重要性の概念の適用方法
- 情報の脱漏及び誤表示が財務諸表にとって重要性がある のかどうかを評価する方法

また、認識及び測定の要求事項を適用する際の重要性の

この重要性に関するガイダンス案は、IAS第1号「財務諸表 の表示」に対して行った2014年の修正を補足するものです。こ れにより、情報が重要でない場合には、企業はIFRSsの具体的 な開示要求を適用する必要がないことが明確にされました。ま た、当該修正では、基準における具体的な要求事項に準拠す るだけでは、重要性のある情報を開示するのに不十分である 場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかも検討しなけれ ばならないと定めています。

本公開草案は、2016年2月26日までコメントを募集しています。

IFRS第9号への準備

- 金融商品の分類及び測定

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS第9号のための準備を行うことを意図したシリーズである公表物の第一号となる「IFRS第9号への準備-金融商品の分類及び測定」を公表した。

IFRS第9号「金融商品」(2014年)は、金融商品の会計規則を根本的に書き換えています。本基準は、2018年まで発効とはなりませんが、企業はその影響評価を今すぐにでも開始する必要があります。本シリーズのIssuelでは、新基準の分類及び測定の要求事項についての最新情報を伝えることを目的としています。



IFRSの変更について解説するグラントソントン・インターナショナル・リミテッドの手引き

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、最新の手引き 「IFRSの変更を俯瞰するCFO向けブリーフィング」を公表した。

本刊行物は、企業の将来の財務報告に影響を与えると思われる最近の変更について、最高 財務責任者(CFO)の方々にハイレベルでの認識を有していただくことを目的として作られたもの です。本刊行物では、公表された新しい基準及び解釈指針と、現行の基準や指針に対して行 われた修正の両方を取り上げ、それぞれについて簡潔な説明を示しています。

本刊行物(2015年12月公表号)は、2014年12月1日から2015年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。



グラントソントンから新しいEFRAGのCEO 及びTEGの議長が誕生

グラントソントンのIFRSのグローバルヘッドであるAndrew Watchmanが、 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)のCEO及びその技術専門家グループ(TEG)の議長という名誉ある役に任命された。

3月末にグラントソントンを去るAndrewにお祝いを申し上げます。この任命はAndrewにとって 偉大な功績であり、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドで収めた成功を反映するものです。



コメントレターの提出

グラントソントン・インターナショナルIFRSチームは、以下の協議文書に関するコメントを提出した。

IASBの意見募集「2015年アジェンダ協議」

私どもは、コメントレターにおいて、IASBの現行の各リサーチ・プロジェク トの優先順位及び緊急性、導入支援の現在の組合せ及びIASBがその 作業計画を通じて行っている変更の全体のペースに関する見解を示して います。また、正式なアジェンダ協議を行う間隔を3年から5年ごとに延長す ることへの支持も表明しています。

IFRS財団評議員会の意見募集 「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー: レビューにあたっての論点」

私どもは、コメントレターにおいて、本ペーパーに示された評議員会の提 案及び提言におおむね同意しています。私どもは、首尾一貫した適用の領 域における組織の活動の拡充及びIFRSの有用性を維持するための組織 の将来の取組みの焦点について、いくつかの提案をしています。

IASBの公開草案ED/2015/3 「財務報告に関する概念フレームワーク」

私どもは、コメントレターにおいて、本公開草案では、前回のディスカッシ ョン・ペーパーを基礎とし、現行の概念フレームワークが大幅に改善されて いるという全体的な考えを表明しています。また、さまざまな詳細なコメントを 提出することを条件として、変更案の大半についても同意しています。私ど もの最も重要なコメントは以下の領域に関するものです:

持分

私どもは、当面の間は、持分を残余として定義する提案を支持しますが、 IASBが持分の定義に対する他のアプローチを検討し、本領域におけるリサ ーチ・プロジェクトが進むにつれ、情報の有用性が高まることを求めています。

慎重性

私どもは、「非対称な」慎重性の概念は、基準設定の意思決定の特性 であり、そうあり続けるべきであると考えています。

その他の包括利益(OCI)

私どもは、純損益とその他の包括利益の堅牢な概念的区別は、本プロ ジェクトの一部として現実的ではないかもしれませんが、改訂後の概念フレ ームワークが公表される前にもう少し作業を行う必要があると考えています。

IFRIC解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」

私どもは、税務処理に関する不確実性が存在する場合の法人所得税 の会計処理方法について、解釈指針を開発するというIFRS解釈指針委 員会(IFRIC)の決定を支持します。IAS第12号の現行の原則がすでに 十分なガイダンスを示しているという主張もありますが、本領域における実 務に不統一が生じていることが明らかになっています。また、私どもは、解 釈指針案で提案されているアプローチについても、若干の明確化及びい くつかの提案を行う可能性があることを条件として同意しています。

IFRIC解釈指針案「外貨建取引と前渡・前受対価」

私どもは、関連する資産、費用又は収益に先立って外貨で支払を行う か又は受け取る際の換算について、どの為替レートを使用すべきなのかを 扱う解釈指針を開発するという解釈指針委員会の決定を支持します。ま た、コメントレターにおいて、解釈指針案で提案されているアプローチ(前 号のIFRSニュースをご覧ください)についても、若干の明確化及びいくつ かの提案を行う可能性があることを条件として同意しています。

グラントソントンのパートナーが南アフリカの 財務報告技術委員会に任命される

グラントソントン・南アフリカのパートナーであり、テクニカル部門の責任者であるTheunis Schoemanが 南アフリカの財務報告技術委員会のメンバーに任命された。

財務報告技術委員会(The Financial Reporting Technical 正とともに導入された法定組織であり、南アフリカの正式な基準 Committee)は、南アフリカの財務報告基準委員会(FRSC) の小委員会です。FRSCは、2011年に南アフリカの会社法の改

設定主体です。

コロンビアのファームが繰延税金の会計処理を 取り上げる

グラントソントン・コロンビアは、最近、IAS第12号「法人所得税」を導入する際に現地の企業が直面する課題に対処するためのセミナーを開催した。

100名以上のクライアント及び見込みクライアントが参加した本セミナーは、税務部門のパートナーであるMaría Nelcy Cubides 氏とJosé Florez氏の支援を得て、IFRSマネジャーであるHans Thomasが司会を務めました。

IFRSの使用は、2015年1月1日からコロンビアの大手企業に対して義務づけられています。IFRS for SMEsは、2016年1月1日から中小企業に対して義務づけられています。

グラントソントンとCPAオーストラリア

この4年間、グラントソントン・ニュージーランドは、ニュージーランドで開催されるCPAオーストラリアの会議(ニュージーランドで職業会計士団体が開催するイベントの中でも最も参加者の多い会議である)の主要な後援者になっている。



2015年10月にオークランドで開催された会議には、280名以上が参加し、現在のボート世界チャンピオンで、オリンピックの金メダリストでもあるEric Murray氏とHamish Bond氏の他、あらゆる業種の企業からメイン・スピーカーが迎えられました。

また、本会議では、Mark Hucklesbyも講演を行いました。Markは、グラントソントン・ ニュージーランドのナショナル・テクニカル・ディ レクターであり、この4年間、グラントソントン・イン ターナショナル・リミテッドの金融商品ワーキング・グループのメンバーを務めています。Mark は、ニュージーランドの財務報告における最も重要な20の論点であると自身が考える事柄についての論文を発表しました。特に、IFRS 第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の両基準の適用に係る2018年1月1日の発効日に先立ち、準備を十分に整えておく必要性について注意が払われました。

レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSの動向に関するオンラインセミナーを開催

2015年12月に、レイモンド・シャボット・グラントソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)はIFRS の動向に関するオンラインセミナーをクライアントや取引先に向けて開催した。

レイモンド・シャボット・グラントソントンのリスク管理及び会計調査研究部の4名のメンバー(パートナーであるGilles Henley、シニアマネジャーであるDaine Joly及びStéphanie Laframboise、及びマネジャーであるCaroline Lessard)がプレゼンテーションを行いました。

本オンラインセミナーでは、IASB、IFRS解釈指針委員会 (IFRIC)及びカナダの規制当局による過去1年間のIFRS関連

活動についての概要が示されました。

以下のサイトをご訪問いただけば、オンラインセミナー(フランス 語のみ)の視聴が可能です。または当該セミナーで使用したプレゼンテーション(フランス語のみ)をダウンロードすることも可能です。

http://www.rcgt.com/en/assurance/presentation-onifrs-developments/

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに

注目

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG)は、米国、カナダ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

IFRSニュースでは四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はインドの代表にスポットライトを当てましょう。

Neeraj Goel、インド

Neeraj Goelは、グラントソントン・インドの監査実務におけるパートナーです。Neerajは、2004年にファームに加わり、監査及び財務報告分野で15年以上の経験を有しています。

Neerajは、ファームに在職中、インドGAAPからIFRSへの移行についてインドの多くの大手企業に助言を行い、米国、英国及びシンガポールの証券取引所に上場しているインド企業のさまざまな監査業務についても主導しました。Neerajは、財務報告に関する専門家としてインドのファームを代表し、各種のセミナーや貿易/プロフェッショナル・フォーラムに出席しており、さまざまな会計専門誌や業界誌への定期的な記事の投稿を行っています。また、内外のイベントでたびたび講演も行っています。



IFRS Viewpointを公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、以下の2つの新たなIFRS Viewpointを公表した。IFRS Viewpointでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。

Issue 3:棚卸資産の値引き及びリベート

Issue 3では、買手が棚卸資産を購入する際に値引き及びリベートをどのように会計処理するのかを取り上げています。これらの値引き及びリベートに関する会計処理は、契約の種類によって異なります。本号では、種々のリベート及び

値引きに関する買手の会計処理についての私どもの見解をいくつかの適用例を用いて示しています。



Isuue 4:共通支配下の企業結合

Issue 4では、共通支配下の企業結合に関する会計処理方法について取り上げています。共通支配下の結合は頻繁に生じるものの、IFRS第3号、すなわちIASBの企業結合の会計処理に関する基準の範囲からは除外されてい

るため、これは重要な論点となります。本号では、共通支配下の結合に関する会計処理方法についての私どもの見解を示しています。



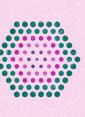
その他のトピックー













IASB

IASBはIFRS for SMEsに関する 論点を提出するための手続きを 設定している

IASBは、小規模な企業や他の利害関係者が、 公開の検討を求めてIFRS for SMEsに関する 適用上の論点を提出できるように手続きを設定 しました。提出される論点は、以下の2つの方法 のうちのいずれかの方法で対処されます:

- 論点がSME適用グループ(SMEIG)による 検討の要件を満たしている可能性が高く、 SMEIGがその論点に関して合意に達するこ とができるとIASBスタッフが考えている場合に は、SMEIGへ照会する。
- IASBが自身の教育マテリアルを更新する際 に論点を検討するか又は検討を保留して、 IFRS for SMEsの次回の定期的なレビュー 期間で扱う。

予想信用損失及び開示に関する EDTFの報告書についての IASBの意見

金融安定理事会の開示強化タスクフォース (EDTF)は、予想信用損失フレームワークに関 連して銀行のリスク開示の更新を提案する報 告書を公表しました。

提案された開示は、IFRS第9号「金融商品」 の予想信用損失の使用に対する理解を高める ことによって、本基準で導入される減損会計の 根本的な変更に備えるのを支援することを意図 するものです。

本EDTFの報告書では、多くの銀行はシステ ムやプロセスの大幅な変更が求められる可能性 があり、それを行うにあたって相当な時間と資源 を要するであろうとの結論を下しました。また、一 部の銀行は、信用損失の認識及び測定に対す るガバナンスを開発(特に、将来予測的な情報 の使用について情報に基づいた判断を下す能 力の開発)、強化する必要があると結論づけて います。

ITGはIFRS第9号における減損の 要求事項の導入を議論

グラントソントンがメンバーである金融商品の 減損に関するIFRS移行リソース・グループ (「ITG」)は、12月に3回目の会議を開き、IFRS 第9号の新しい減損の要求事項により生じる適 用上の論点について議論しました。議論された 論点には、IFRS第9号では、複数の将来予測 的なシナリオの検討を要求するかどうか及び予 想信用損失に係る引当金を基本財務諸表にど のように表示すべきかが含まれています。

ITGは適用スケジュール期間中は存続するこ とになりますが、これは当該グループの予定され ている最後の会議となりました。一方、IASBへ の質問の提出は引き続き募集されており、重大 な追加の質問を受け取った場合には、ITGが後 日、再招集される可能性があります。

米国

FASBは金融商品の分類及び測定に関する最終基準を公表

米国財務会計基準審議会(FASB)は、金融 商品の認識及び測定を改善することを意図し た会計基準更新書(ASU)を公表しました。 ASUは、対象を絞った改善をUS GAAPに対し て行います。

FASBは、金融商品の会計処理のコンバージ ェンスに関してIASBと共同で作業を行ってきま したが、両審議会は、最終的に、各自のやり方で 進めることを決定しました。したがって、本ASU は、US GAAPとIFRSとの間の差異を縮小する ことを意図するものではありませんが、いくつか の限定的な領域においてはIFRS第9号とのコ ンバージェンスを達成しています。例えば、以下 の事項が挙げられます:

- 持分投資を公正価値で測定し、公正価値の 変動を純利益に認識することを要求する (IFRS第9号には、特定の持分投資に係る 利得及び損失をOCIに認識するという選択 肢が含まれているが、これはASUでは認めら れない)。
- 報告企業が金融商品についての公正価値 オプションに従って負債を公正価値で測定す ることを選択している場合には、当該金融商 品の「自己の信用 | リスクの変動から生じる負 債の公正価値変動の合計額の一部をその 他の包括利益に分離して表示することを要 求する。

欧州

バーゼル銀行監督委員会:信用リスク及び 予想信用損失会計に関するガイダンス

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「信用リスク及び予想信用損失会計に関するガイダンス」を公表しました。

本文書は、銀行部門を対象としており、IFRS第9号「金融商品」などの予想信用損失(ECL)会計フレームワークの導入と継続的な適用に関連した健全な信用リスクの実務に関する監督上のガイダンスを示しています。

会計基準を補完することを意図した本ガイダンスには、ECL会計基準の適切な適用についてのバーゼル委員会の見解が示されています。本ガイダンスでは、ECL会計モデルと銀行の信用リスク全般の実務及び規制上のフレームワークとの相互関係がどのようであるべきかについての監督上のガイダンスを銀行に提供していますが、バーゼル自己資本規制枠組みに基づく予想損失引当に関する規制当局による自己資本規制については示されていません。

ESMAの教行場院督局(ESMA)は、欧州執行者調整セッション (EECS)の財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの新たな抜粋を公表しました。

欧州各国の執行当局は、IFRSに準拠した財務諸表の監視・レビューを行い、当該財務諸表がIFRS及び他の該当する報告規定(関係する国内法を含む)に準拠しているかどうかを検討します。ESMAは、IFRSの適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者に提供する目的でこれらの抜粋を公表しています。

執行決定の公表により、IFRSへの準拠に関する欧州各国の執行者の見解についての情報が市場参加者に提供されます。こうした決定の背景にある根拠とともに、本公表は欧州経済領域内におけるIFRSの首尾一貫した適用に貢献するうえでの助けとなります。この最新の抜粋で取り上げられているトピックには以下の項目が含まれます:

- ライセンス付与された活動の非継続事業としての表示
- 期中財務諸表における開示
- 退職後給付制度に関する開示
- 継続企業の開示
- 資本持分を保有しない企業の支配
- 事実上の支配
- のれんの減損
- 固定金利の貸付金についての公正価値測定
- 減損テストを行う資金生成単位の帳簿価額
- 個別財務諸表における非継続事業の表示及び開示

その他

中国はIFRSのさらなる使用を検討

IFRS財団と中国の財政部は、中国におけるIFRS基準の使用を進める方法を検討するために共同のワーキング・グループの設立を発表しました。2005年に発表された先の共同声明の成功に基づき、この新しい2015年の声明には以下の事項が示されています:

- 中国におけるIFRSの使用を進める(特に、国際市場志向の中国の企業に対して)ためのステップ及び方法を検討するよう共同のワーキング・グループを設立する。
- 高品質かつ国際的な一組の会計基準というG20により承認された目的 と整合したIFRS基準と完全にコンバージェンスさせるよう中国会計基準 の展望を特定する。
- IFRS基準の将来の動向におけるIASBと中国の利害関係者との継続的な協力を促す。

サウジアラビア

サウジアラビアは、IFRS基準が2017年からサウジアラビアのすべての 上場企業にとっての財務報告のフレームワークとなり、IFRS for SMEs は2018年から非上場企業のための財務報告のフレームワークとなると 発表しました。







新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可(ただし、IFRS第15号が適用さ れる場合にのみ)
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業:連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却 又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年 1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010-2012年サイクル	2014年7月1日	可

^{*「}IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針(続き)

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用さ れる場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示一金融資産と金融負債の相殺」によって要求される 開示を行う必要がある)

コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集して 現在IASBが公開中の文書 いる文書及びそのコメント募集期限を一 覧にして表示しています。グラントソントン・ インターナショナル・リミテッドは、こうした各 文書にコメントを提出していくことを目指し ています。

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用	2016年2月8日
公開草案	IFRSの年次改善:2014-2016年サイクル	2016年2月17日
公開草案	IFRS実務記述書:財務諸表への重要性の適用	2016年2月26日
公開草案	投資不動産の振替:IAS第40号の修正案	2016年3月18日



www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供する グラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバー ファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバー ファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファーム は別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTIL はその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せ ず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。